

営業誹謗行為に基づく差止請求及び損害賠償請求

知的財産事例研究会 弁護士 佐合 俊彦

知財高判平成29年2月23日 (平成28年 (ネ) 第10033号) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

本研究では、不正競争防止法2条1項14号(現行法の同法2条1項15号)の不正競争(営業誹謗行為)の成否、並びにそれに基づく差止請求及び損害賠償請求の可否が問題となった判決を取り上げる。

第1. 事案の概要と判決の要旨

1. 事案の概要

被控訴人(原審原告)が、控訴人(原審被告)が多数の小売店等に対し被控訴人各製品(観賞用水槽内の水を排出するための吸水パイプ)の販売が不正競争に当たる旨の文書(以下「本件文書」という。)を送付した行為が虚偽事実の告知として法2条1項14号(現行法の同法2条1項15号)所定の不正競争に当たると主張して、控訴人に対し、法3条1項に基づき上記不正競争に係る事実の告知等の差止めを、法4条に基づき損害賠償金の支払を求めた事案である。

本件の争点は、「虚偽の事実」該当性並びに差止請求及び損害賠償請求の可否である。

なお、本件には、控訴人各製品を販売する控訴人が、被控訴人各製品を販売する被控訴人に対し、被控訴人各製品の形態は控訴人の商品等表示として広く認識されている控訴人各製品の形態と類似しており、その販売は法2条1項1号所定の不正競争に当たると主張して、差止め及び損害賠償金を求めた事件が併合されているが、本研究では省略する。

(1) 本件文書の内容

本件文書には、「特に悪質な類似製品を販売する業者について、弊社では例えば、以下のように法的措置を含めた断固とした態度で対応して参りました。」、「訴訟では不正競争防止法に基づき、弊社製品の有名性が認められ勝訴となっております。」、「今回、新たに、〇〇(被控訴人)に対して、〇〇(控訴人各製品)の模倣品の販売中止と、損害賠償、在庫の破棄を求め、代理人を通じて警告文を送付しております。」と記載されている。